

国費外国人留学生（学部・文科系）日本語等予備教育施設
公募要項

1. 公募の概要・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の生活や価値観の変化、気候変動問題の深刻化、食糧・エネルギー問題、ロシアによるウクライナ侵略など、世界がこれまでの国際社会・秩序を揺るがす大きな危機に直面する中、我が国は国際協調・連帯の構築・強化を主導する役割を担い、世界の平和と安定に貢献していくことが必要である。また、世界最先端の分野で活躍する高度人材から地域の成長・発展を支える人材まで、厚みのある多様な人材を育成・確保し、多様性と包摂性ある持続可能な社会を構築することにより、我が国のさらなる成長を促し、国際競争力を高めるとともに、一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ（ウェルビーイング）を実現する必要がある。

コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人流が回復し、世界各国が国境を越えて人材獲得を進める中で、新たな価値を創造し日本の成長をけん引する人材には、グローバルな視点や経験が求められている。未来を担うグローバル人材を育成するためには、日本人学生の海外留学を促進することとあわせて、多様で優秀な外国人留学生の受入れによる内なる国際化の推進により、多様性あるキャンパスを実現し、国内においても異文化や異なる価値観に触れ、学ぶことができる環境を整え、ひいては流動性を高めることが重要である。外国人留学生については、日本人に強い興味・関心をいだき、母国と日本の架け橋になる人材をはじめ、教育研究活動に熱心に取り組む優秀な人材、多様な人と協働しながら新たな価値を創出できる人材の受入れを促進していく必要がある。

国費外国人留学生制度では、諸外国との国際交流・友好親善の促進及び人材育成に資することに加え、我が国における大学等の国際化の進展とそれを通じた教育研究力の向上、ひいては社会全体の国際化・活性化に貢献し、我が国と世界の発展に寄与することを目的としており、国交を有するすべての国を対象に海外からの優秀な留学生を国費外国人留学生として我が国の大学等に受け入れ、支援を行っている。※1

本制度は、1954（昭和29）年の開始以降、外国政府高官をはじめ、大学や企業等における重要な役職で活躍する人材等、我が国の外交プレゼンス、教育及び経済活動等の多方面で貢献する人材を輩出している実績ある重要な制度である。

本制度では、大使館推薦※2又は大学推薦等の方法により募集を行い、各推薦区分から推薦された者について、外部有識者による協議を経て、国費外国人留学生として採用する者を決定している。大使館推薦により採用された学部への進学を目指す国費外国人留学生については、我が国の大学の学士課程における学修に必要な日本語能力や基礎学力を習得させるため、留学期間の最初の一年間、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下、「実施要項」という。）第2条に定める日本語等予備教育施設（以下、「予備教育施設」という。）において、集中的な日本語教育やその他の基礎科目等の予備教育を受けた後、大学等に進学す

ることを基本としている。※3

予備教育施設では、世界の様々な国・地域から受け入れる多様な留学生に対して、個々のレベルに応じた予備教育を実施し、大学の学修に必要な力を身に付けさせるとともに、留学生の学力や希望する専攻分野を踏まえた進学先の大学を決定するための文部科学省との調整などの指導・支援を行っている。

この度、実施要項第2条に基づき、2026年度以降に渡日する国費外国人留学生のうち、文科系の学士課程への進学を目指す国費外国人留学生（以下、「予備教育受講学生」という。）への予備教育を実施するため、本公募を実施し、予備教育施設を決定するものである。

※1 国費外国人留学生への支援内容（学部留学生の場合）

- 奨学金：日本における留学生活に必要な費用について、在学する大学等の長からの在籍確認に基づき国費外国人留学生に対して毎月支給するもの。
月額117,000円。その他、地域によって月額2,000円または3,000円の加算あり。
- 旅 費：国費外国人留学生として採用され渡日する者に対する渡日旅費及び留学期間を終了し、大学を卒業した者に対する帰国旅費を支給するもの。
- 教育費：国費外国人留学生からは授業料・入学科・検定料等（以下、教育費とする）を徴収しない。なお、公私立の大学等及び国公私立の予備教育施設に入学する場合の教育費は国が負担する。

※2 大使館推薦の概要

- 大使館推薦は、多様な国との人的交流を継続するという外交的観点や、開発協力（ODA）的な性質を有することから、外務省・在外公館と協力して実施している。
- 推薦方法：在外公館が、各国において国費外国人留学生の募集を行い、現地において応募者に対する第一次選考を実施の上、第一次選考合格者を決定し、文部科学省に推薦するもの。なお、在外公館からの推薦者については、文部科学省における有識者会議による第二次選考を実施した後、文部科学省において採用を決定する。
 - 第一次選考の内容：書類審査、筆記試験及び面接試験を実施する。筆記試験は、すべての在外公館に共通で国費外国人留学生現地選考試験問題により実施しており、学部・文科系への進学を希望する学生は、日本語、英語及び数学の試験を受験する。なお、日本留学に係る試験（日本留学試験や日本語能力試験等）の受験は求めている。
 - 大使館推薦の採用から学部進学までの流れ（2026年度渡日の場合。一部予定を含む。）

2025年度	
4月～	・在外公館で募集開始・第一次選考
11月～	・文部科学省に設置した有識者会議において第二次選考
2月～	・第二次選考を踏まえ、文部科学省において採用者を決定 ・文部科学省から予備教育施設に対して予備教育受講学生の決定について連絡 ・予備教育施設において、予備教育受講学生との連絡調整を開始
3月～	・在外公館から予備教育受講学生に対し、渡日に係る下級航空券を支給
2026年度	
4月～	・予備教育受講学生の渡日（4月1日～4月7日） ・予備教育開始
12月～	・予備教育学生の進学希望及び成績等を踏まえ、文部科学省において大学への受入協議（以下、「配置協議」という。）
1月	・配置協議を踏まえ、各大学において国費外国人留学生特別選抜を実施
2月～	・文部科学省において予備教育受講学生の進学先大学・学部決定
3月～	・予備教育終了
2027年度	
4月～	・大学の学士課程に入学

※3 国費外国人留学生（学部・文科系）に対する予備教育の概要

- 対象者：国立大学（以下、大学とする）の学士課程における以下の文科系の専攻分野への進学を目指す国費外国人留学生に対する予備教育を行う。なお、実技を伴う音楽を含む芸術系の専攻分野は対象外で

ある。

第一次選考における試験区分	応募者が希望する専攻分野
文科系 A	法学、政治学、教育学、社会学、文学、史学、日本語学、その他（文科系 B を除く）
文科系 B	経済学、経営学、その他（金融、会計学等）

○人数規模：学部・文科系の予備教育受講学生は、毎年度およそ 40 名程度の予定。

・学生の国籍国（2025 年度の場合）：

アジア：中国、ベトナム、マレーシア、ミャンマー

中東：トルコ、イスラエル

アフリカ：タンザニア

大洋州：オーストラリア、マーシャル、トンガ

北米：アメリカ

中南米：ブラジル、アルゼンチン

欧州：英国、イタリア、ギリシャ、ロシア、ブルガリア 等

・学生の日本語レベルの傾向

初修者レベル：5 名程度（日常生活における情報のやりとりに必要な基礎的な日本語能力を身に付ける学生等）

中級者レベル：15～20 名程度（渡日前に日本語を学習しているが、大学の学部教育を円滑に受講するにあたって必要な日本語能力に不足がみられる学生等）

上級者レベル：15～20 名程度（中には日本語能力試験・N1 を有する学生もいるが、話す・書くことに不足が見られるなど、大学の学部教育を効果的に受講するにあたって必要な日本語能力に不足が見られる学生等）

なお、文部科学省が十分な日本語能力等を有すると判断した学生については、予備教育を経ずに大学の学部へ直接進学している。

・準備教育課程への入学が必要な学生数：毎年度概ね 5 人程度

※上記はあくまで傾向であり、毎年度の選考結果によって受入学生の状況が変動することに留意すること。

○予備教育施設の業務内容

・予備教育（日本語、基礎科目（数学、英語、社会）に係る授業等の実施）

・進路指導、配置協議案の作成・調整、受験指導

・生活指導・支援 等

詳細は、「2. 申請要件」を参照。

○予備教育施設への支援：毎年度、教育費を支給。詳細は、「3. 予備教育実施に係る支援内容及び採択件数」を参照

（参考）

・国費外国人留学生制度実施要項等

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

・2026 年度 日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項 学部留学生（大使館推薦）

https://www.mext.go.jp/content/20250411-mxt-kotokoku01-000041701_001.pdf

2. 申請要件

（1）対象機関

・申請時点において、以下の要件をすべて満たしていること。また、4（1）に記載する予備教育施設としての依頼の期間中も継続して、以下の要件をすべて満たす見込みがあること。

①認定日本語教育機関として留学のための課程を開設していること。ただし、令和 11 年 3 月 31 日までの間に認定日本語教育機関として留学のための課程の申請を予定している場合には、法務省により告示された日本語教育機関（法務省告示校）であることをもって足りるものとする。

②我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（準備教育課程）として文部科学省の

指定を受けた課程を開設していること。なお、申請は準備教育施設単位で行うものとし、一つの準備教育施設による複数の課程の申請や、複数の準備教育施設による共同申請は認めない。

- ③我が国の大学進学を目指す外国人留学生に対する日本語教育及び基礎科目（数学、英語、社会）の実施、進路指導の実施及び生活指導・支援の実施に係る実績があること。直近3年間に於いて、継続して外国人留学生の我が国への大学への進学実績を有すること。
- ④4（1）に記載する予備教育を依頼する期間中、毎年度40名程度の国費外国人留学生を受け入れることができること。なお、受入れ人数は、各年度において採用される学生の第一次選考における成績によって、多少増減する可能性があることに留意すること。

（2）業務内容

準備教育課程として認定を受けた課程を実施するとともに、以下に記載する予備教育施設として必要な業務等について実施すること。

①予備教育

以下について、確実に実施できること。

i）教育課程の編成と実施

- ・修業年限は1年間とする。なお、予備教育受講学生は、予備教育の期間終了後、必ず大学の学士課程に進学する必要があるため、予備教育を1年で終了できない者や、大学の学士課程に進学できない者については、国費外国人留学生としての身分を失うことになるので十分に留意すること。
- ・毎年12月頃から、文部科学省と大学において、予備教育の成績等を踏まえて、予備教育受講学生の進学先大学・学部を決定するための配置協議を開始する。そのため、12月上旬には予備教育の成績を判定できる教育課程と授業計画を策定・実施すること。
- ・日本語、基礎科目（数学、英語、社会）で構成する教育課程を開設・実施すること。

（日本語科目）

- ▶日本語教育の参照枠（令和3年10月12日・文化審議会国語分科会）で示されている五つの言語活動（日本語を聞く活動、日本語を読む活動、日本語を用いて他者と口頭でやり取りする活動、日本語を用いて他者に口頭で発表する活動、日本語を用いて書く活動）を行わせるものであること。
- ▶大学の学士課程へ進学するために必要な日本語教育にふさわしいものとして、高度に自立して日本語を理解し使用することができる日本語教育の参照枠 B2 相当以上の日本語能力を習得させることを目標とするとともに、必要に応じて学生の日本語レベルに応じてコースを分けるなど、適切な授業科目を体系的に開設し、各授業科目にはそれに応じた学習目標、学習内容を定めること。

（基礎科目）

- ▶大学の学士課程・文科系学部で学ぶために必要な知識・能力（数学、英語、社会）を

身に付けるための適切な授業科目を体系的に開設し、個々の科目に応じた学習目標、学習内容を定めること。

- ・国費外国人留学生制度では、国交を有するすべての国を対象として留学生の受入れを行っており、予備教育入学時に有する日本語能力や、自国における初等中等教育において修める学習内容が多様である。そのため、入学時点の学力や、学生の進学希望の専攻分野等を踏まえ、効果的なクラス分け・コース分けを行うこと。なお、外国において、学校教育における12年未満の課程を修了した予備教育受講学生については、必ず準備教育課程で受入れ、我が国における大学入学資格を取得させること。対象となる学生は最大でも10名程度の予定。
- ・予備教育入学時には、日本語能力が不十分な学生に配慮し、効果的な授業科目の履修の順序、時間割を策定・実施すること。また、予備教育受講学生が計画的に学習できるよう、あらかじめ予備教育期間中に学ぶ内容についてわかりやすく説明すること。「履修のしおり」「教育課程の案内」等の資料を作成・配布の上、説明することが望ましい。
- ・大学入学に必要な知識・能力の習得に遅れがみられる場合、補講を行うなどの取組みを実施し、学力向上の質を担保することで、予備教育期間終了後、必ず大学の学士課程に進学させること。
- ・国費外国人留学生制度の目的を踏まえ、親日派・知日派の人材育成に資するよう、日本の歴史、文化、政治等の日本事情を理解するための機会を設け、実施すること。
- ・このほか、予備教育受講学生が大学進学後、主体的に学び、多様な者との交流や積極的な経験に挑戦する素地をはぐくむための工夫や、大学教育への円滑な移行のための工夫等があれば、積極的に実施することが望ましい。例えば、日本語科目・基礎科目以外の選択科目の実施、大学の講義を想定した模擬授業の実施、ノートテイク方法の指導、大学に進学した先輩学生の経験を聞く機会の提供等が考えられる。

ii) シラバス

以下について確実に実施し、予備教育受講学生に説明すること。

- ・科目ごとに、当該科目の位置づけ、学習の到達目標、学習計画、各回の学習内容と方法、授業時間数、成績評価の方法・基準、使用する教材・参考書、受講上の注意及び事前・事後学習の指示等について明示すること。
- ・進学希望の専攻分野を踏まえてコース分けする場合や、入学時点の学力でクラス分けを行う場合には、コース・クラス毎に履修する科目をわかりやすく示すこと。・各科目相互の関係や履修順序についてわかりやすく示すこと。カリキュラムマップやカリキュラムツリー等を用いて第三者も理解できる形で整理することが望ましい。

iii) 成績評価

- ・毎回の授業の出席状況及び授業内容の理解状況について適切に把握すること。なお、授業の欠席が続く学生については、個別に面談・指導を行うなど、授業に出席するための

サポートを行うこと。また、授業内容の理解が不十分な学生については、個別の指導・解説や補講を行うなど、大学の学士課程進学に必要な学力を身に着けるためのサポートを行うこと。

- ・科目毎にアセスメントテスト（学習到達度テスト）を実施するなど、学習目標の達成状況について定量的な根拠に基づく成績評価を行うこと。
- ・成績評価について、あらかじめ評価項目、評価方法（達成水準を測定する手法等）、評価基準（配点基準等）を明確にしたうえで、できる限り定量的に示すこと。
- ・予備教育の修業年限 1 年間で必要な学力を着実に身に着けるため、効果的な時期にアセスメントテストを実施すること。
- ・予備教育受講学生の成績を記録・評価・分析するため、適切な成績管理を行うこと。なお、成績管理を踏まえ、学習指導や進路指導に活用するとともに、効果的な教育課程の改善に活用することが望ましい。

iv) 成績判定試験の実施及び成績証明書の作成

- ・予備教育における学習の到達度を測るため、12 月上旬までに成績判定試験を実施すること。なお、成績判定試験の結果は、予備教育受講学生が、大学の学士課程における学修に必要な日本語能力及び基礎学力を有していることの証明になる。
- ・成績判定試験の結果及び授業の出席状況等を踏まえ、毎年 12 月中旬までに成績証明書を作成すること。成績証明書は、文部科学省と大学との配置協議において使用され、各大学の特別選抜において、学生の受入可否を決定する判断材料となることを踏まえ、第三者が予備教育における成績等を客観的に把握できるよう、定量的な評価を行うこと。なお、以下の内容は成績証明書に必ず記載すること。また、すでに申請機関において用いている成績証明書様式において以下の項目が網羅されていない場合、別途補足資料を作成し、成績証明書に添付する等の対応でもよい。

▶学生の氏名、国籍、予備教育入学時期、予備教育終了見込時期、生年月日、性別、現住所

▶履修教科・科目名。科目ごとに評定の分野がある場合には、当該分野。

（例：日本語の場合、「読む」「聞く」「話す（やりとり）」「話す（発表する）」「書く」の分野 等）

▶科目ごとの評定。評定の考え方。

（例：GPA や、S・A・B・C・不可等の評定段階、得点分布 等）

▶科目ごと・学期ごとの出席情報

（例：授業時間数に占める欠席時間数 等）

▶必修科目、選択科目の別。科目選択の考え方。

このほか、配置協議において大学が受入可否を判断する際、効果的な検討材料となる情報について、積極的に記載することが望ましい。

②進路指導・配置協議

以下について、確実に実施できること。

i) 進路相談

- ・ 予備教育受講学生からの進学先大学の選択に係る相談等について、随時対応すること。
- ・ 予備教育受講学生が日本での留学を充実させるためには、自身の学びたい内容と進学する大学・学部のマッチングが重要であることを踏まえ、必要に応じて予備教育施設から大学に教育内容を照会する等の情報収集を行い、予備教育受講学生一人一人に寄り添った相談対応をすることが望ましい。

ii) 進学オリエンテーション

- ・ 進学オリエンテーションを開催し、予備教育受講学生が大学に進学するまでの流れ、必要な手続き、スケジュール等について説明すること。
- ・ 国費外国人留学生制度・大使館推薦は、通常の大学入試とは異なり、文部科学省と大学の配置協議を踏まえて予備教育受講学生の進学先を決定することを踏まえ、必要な手続き等については予備教育施設の決定後、文部科学省によく確認の上、遺漏なく予備教育受講学生に説明すること。
- ・ 予備教育受講学生が進学の準備を行うに当たって効果的な時期、回数及び方法によりを行うこと。
- ・ 以下の情報については、学生に確実に説明し、理解を得ること。
 - ▶ 文部科学省が示す進学可能な大学・学部
 - ▶ 文部科学省が示す各大学・学部の受験可能人数
 - ▶ 文部科学省が示す各大学における試験内容（書類審査、筆記試験、面接試験等）
- ・ 学生向けの進学ガイドを作成して配布するなど、予備教育受講学生が計画的に進学準備を行うための工夫をすることが望ましい。

iii) 大学説明会

- ・ 大使館推薦により国費外国人留学生（学部・文科系）の受入を希望する大学が、予備教育受講学生に対して、当該大学の教育内容・特色等を説明するとともに、予備教育受講学生が進学を希望する大学の担当者に質問を行うための大学説明会を実施すること。
- ・ 大学説明会（例年 30 大学程度が参加）に参加する大学への依頼・調整等は、予備教育施設において実施すること。
- ・ 大学説明会は、学生の進学希望を確定させるにあたって重要な情報収集の機会であるため、予備教育受講学生が日本語を十分に理解できる適切な時期に実施すること。毎年 10 月に実施することが望ましい。
- ・ 実施形態については、対面形式、オンライン形式又は対面とオンラインのハイブリット形式など、参加する大学の負担、予備教育受講学生と大学担当者の円滑なコミュニケーションに配慮し、効果的な形態とすること。

iv) 進学希望調査の実施

- ・ 予備教育施設において、予備教育受講学生の希望を踏まえて配置協議案を作成するため、予備教育受講学生の進学希望大学・学部について把握するための調査を実施すること。
- ・ 渡日直後の予備教育受講学生は、日本の大学・学部等を熟知しておらず、イメージで進学先大学を考えていることも多い。そのため、学生が真に学びたい内容と進学先大学のミスマッチを生じさせない方法、時期及び回数により進学希望調査を行うこと。
- ・ 例えば、以下のように段階を追って進学希望大学・学部を決定するなど、予備教育受講学生が進学に対する納得感を得るとともに、日本留学の目的を明確にすることで、予備教育受講期間及び学部進学後の意欲的な学びを促すことができるような進学希望調査を実施することが望ましい（2 学期制の場合の例）。

- ▶ 2 学期初頭：進学希望調査（1 回目）を実施し、予備教育受講学生が学びたい内容（目指すキャリアパス、専攻分野等）を把握する。調査を踏まえ、予備教育受講学生が進学可能な大学・学部を紹介するとともに、大学進学説明会の準備・実施に向けて、予備教育受講学生の志望動向を把握する。また、2 学期中予備教育の指導方針、配置協議案作成に向けた進路指導等に活用する。
- ▶ 10 月：大学説明会を踏まえ、進学希望調査（2 回目）を実施し、予備教育受講学生の進学希望（目指すキャリアパス、大学、学部、専攻分野、志望順位等）を絞り込む。予備教育施設と予備教育受講学生が相談しながら進学希望を絞り込むことで、予備教育施設は配置協議案の素案とするとともに、予備教育後半の教育指導等に活用する。
- ▶ 12 月：成績判定試験の結果を踏まえて、進学希望調査（最終）を実施し、予備教育施設と予備教育受講学生が相談の上、予備教育受講学生が受験する大学・学部と志望順位を決定する。予備教育施設は、本調査に基づき配置協議案を作成する。

v) 配置協議案の作成

- ・ 文部科学省が各大学に配置協議を行うに当たって必要となる配置協議案について、成績判定試験の結果、授業の出席状況及び進学希望調査を踏まえて作成の上、12 月中旬に文部科学省に提出すること。
- ・ 配置協議案は予備教育学生全員を一覧化した様式を作成し、個人番号、氏名、進学希望大学名・学部名・学科名、出身国等の情報を記載すること。詳細は、予備教育施設決定後、文部科学省に確認すること。
- ・ 大使館推薦（学部・文科系）の学生が進学できる大学・学部と、学部ごとの進学可能人数には制約があることに留意し、予備教育受講学生が自身の進学先に納得感を持ち、大学進学後の学びの意欲を維持・向上できるよう、丁寧な進路指導等を行ったうえで、配置協議案を作成すること。

- ・日本語等予備教育施設が作成した配置協議案を参考に、文部科学省が各大学への受入依頼（配置協議）を行うが、予備教育受講学生は、2（2）① i）に記載の通り、大学の学士課程に進学できない場合、国費外国人留学生としての身分を失うことになるため、文部科学省では、学生の受入れ先が決定するまでの間、複数回各大学に対して受入依頼（配置協議）を行う。そのため、予備教育施設は配置協議案の作成において留意するとともに、文部科学省の配置協議に協力すること。

vi) 国費外国人留学生特別選抜の指導

- ・文部科学省では、配置協議案を踏まえて各大学への受入依頼（配置協議）を実施する。予備教育施設は、文部科学省から共有される配置協議リストをもとに、予備教育受講学生に対して特別選抜を受験する大学を連絡すること。
- ・配置協議リストを踏まえ、予備教育受講学生が特別選抜を受験する大学毎の受験内容や、受験に当たっての注意事項等について説明するとともに、申請書類の記入・添削指導、面接練習等の必要な指導を行うこと。
- ・特別選抜では、予備教育施設が作成する成績証明書等に基づき、書類審査を中心とした選抜を行うよう各大学に依頼しているが、大学によっては書類審査に使用する追加資料を求める場合や、面接審査または筆記試験等を実施する場合がある。なお、国費外国人留学生受入れに係る特別選抜は、各大学における私費外国人留学生に係る入学試験とは異なることに留意すること。大学ごとの特別選抜の内容については、例年7月に文部科学省から予備教育施設に連絡する。
- ・そのほか、受験に資する指導・工夫があれば、積極的に行うことが望ましい。

③生活指導・支援

以下について、確実に実施できること。

i) 留学生受入事務

- ・外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理
- ・学籍管理
- ・各種証明書発行事務 等

ii) 奨学金等支給事務

- ・毎月の在籍管理と（独）日本学生支援機構への所定の手続き
- ・渡日旅費に係る航空券半券の回収と（独）日本学生支援機構への提出
 - ▶大使館推薦で渡日する予備教育受講学生に対する航空券は、当該学生の国籍国における在外公館を通じて配布しており、渡日後、当該航空券の使用を証明する書類として、搭乗券の半券を回収している。

iii) 予備教育受講学生の日本における留學生活のサポート

（渡日前）

- ・予備教育受講学生に渡日前に準備しておくことの案内・渡日に向けた調整を行うこと。

- ・予備教育受講学生が遺漏なく準備できるよう、以下の項目を中心に、必要な情報をまとめた「渡日前ガイドブック」等を作成して学生に連絡することが望ましい。

- ▶渡日前後の問い合わせ先
- ▶出発までに必要な準備
- ▶入寮に必要な手続き、入学に必要な書類の取り寄せ
- ▶奨学金が振り込まれるまでの当座の生活資金として必要な資金
- ▶空港から予備教育施設までのアクセス・移動方法
- ▶渡日後に生じる手続きの事前案内 等

(渡日後)

- ・以下の項目を中心に、必要な情報をまとめた「予備教育ガイドブック」等を作成し、学生に配布したうえで、説明会を実施すること。
 - ▶住民登録、銀行口座の開設、国民健康保険への加入手続きの支援
 - ▶学生寮入居手続き
 - ▶予備教育期間中のトラブルや緊急事態発生時の対応
 - ▶学生のメンタルケア・健康相談
 - ▶合理的配慮が必要な学生への支援
- ・予備教育受講学生のプライバシーに配慮し、適切に対応すること。

④学事歴の作成

- ・①～③を踏まえ、予備教育の実施に効果的な年間スケジュールを作成すること。

⑤文部科学省への報告

- ・国費外国人留学生取扱要項に基づき、以下について文部科学大臣へ報告を行うこと。
 - i) 国費外国人留学生に係る学業成績及び出席状況等について、文部科学省が毎年度通知する様式により報告を行うこと。(毎年6月頃)
 - ii) 国費外国人留学生が予備教育の終了、休学、停学、退学その他により身分に変更のある場合に、事前に相談の上、報告を行うこと。(随時)

(3) 実施体制

毎年度40名程度の国費外国人留学生を受け入れ、予備教育を適切に実施する体制を確保するため、以下の要件をすべて満たしていること。

①教職員

i) 教職員数

- ・受け入れる国費外国人留学生の人数と、実施する予備教育の内容を踏まえ、必要な教員数を置くこと。準備教育課程の指定に係る要件に準じて、日本語科目担当教員は三人以上、基礎科目担当教員は、二人以上置くこと。

- ・専任の教員数は、教員の合計数の二分の一以上（教員の合計数の二分の一が三に満たない場合にあっては三人以上）とすること。専任の教員は、当該申請施設の準備教育課程におく教員が兼ねることができる。
- ・基礎教科の教員は、日本語の教員と兼ねることができる。
- ・申請する機関において予備教育受講学生以外への日本語教育又は準備教育課程における教育を行う場合には、国費外国人留学生を指導するための指導教員として、必要な教員数を置くこと。
- ・教員又は職員の中から、学生支援・指導、生活支援等を実施するのに必要な人数を置くこと。

ii) 教員の資格

準備教育課程の指定等に係る以下の教員の資格要件に準ずること。

（日本語科目）

日本語の教員は、登録日本語教員であること。ただし、令和11年3月31日までの間は、次の各号のいずれかに該当する者で、日本語の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するもので足りるものとする。

- 一 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を履修し、当該科目の単位を26単位以上修得して卒業した者
- 二 学士の学位を有する者で、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを315時間以上受講した者
- 三 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- 四 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

（基礎科目）

基礎教科の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その担当する教科の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するもの。

- 一 担当する教科について高等学校の教諭の免許を有する
- 二 学士の学位を有する者で、一年以上大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事
- 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、一年以上大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事
- 四 専修学校の専門課程を修了した者で、大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもので、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となるもの
- 五 修業年限を四年以上とする専修学校の専門課程を修了した者で、一年以上大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

iii) 進路指導担当者、配置協議担当者、生活指導担当者

- ・教員又は職員の中から、学生の進路指導に関する知識・経験を有する者を置くこと。なお、予備教育受講学生は、全員が大学の学士課程に進学すること、また、大学の学部ごとの受入可能人数に制約がある中で、予備教育受講学生の納得が得られる進路指導及び配置協議案の作成を行う必要があることに留意すること。
- ・複数の教職員で進路指導又は配置協議案の作成を行う場合、文部科学省からの連絡窓口となる責任者を明確にすること。
- ・学生補導に関する事務を所掌する部課に、予備教育受講学生の補導及び生活上の世話を行う世話役について、必要な人数を置くこと。

②教室等

- ・準備教育課程の指定に係る以下の施設・設備の要件に準ずること。
 - i) 校舎には、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他予備教育に必要な付帯施設を備えるものとする。
 - ii) 教室は、収容定員数に応じて、必要な面積を備えるものとする。ただし、同時に授業を行う学生一人当たり一・五平方メートル以上とする。
 - iii) 施設は、学生の数に応じて、必要な種類及び数の教育機器、図書その他の設備を備えるものとする。

③学生寮等

- ・予備教育受講学生の受入に十分な収容定員（最低 40 名）の学生寮等を有し、予備教育受講学生全員を入居させることができること。
- ・学生寮等は、予備教育期間中の学習に集中できる環境であること。
- ・国費外国人留学生に支給する奨学金の額を勘案した寮費となっていること。
- ・緊急の場合や、夜間・休日等であっても、指導教員又は世話役とすみやかに連絡をとり、予備教育受講学生のサポートができる体制が整っていること。
- ・学生寮等は、校舎近辺にあることが望ましい。
- ・予備教育受講学生間で不公平が生じない寮費の設定や入居環境となっていることが望ましい。

3. 予備教育の実施に係る支援内容及び採択件数

(1) 支援内容

- ・国費外国人留学生制度では、国費外国人留学生からは、授業料、入学料及び検定料等（以下、教育費という。）を徴収しない。そのため、予備教育施設に対しては、予備教育受講学生に係る教育費を国が負担する。教育費は、予備教育施設における教育に必要な経費として学則等

に定める経費であり、予備教育施設からの請求に基づき、文部科学省が措置する。具体的には、国費外国人留学生に限らず、当該課程に在籍するすべての学生に課される経費であり、学則等の規則に定められた以下の経費について、予備教育受講学生数に応じた金額を措置する。なお、文部科学省において、学則等を踏まえ、学部・文科系の予備教育に係る教育費として支援することが適切な経費か確認するので留意すること。

▶授業料、入学料

▶教育充実費（教育指導にあたり、学内設備等を使用することに係る経費等）

▶特別指導費（渡日後１年以内の国費外国人留学生について、授業に支障をきたすなど教育指導の上で特に必要があると認められる場合の指導に係る経費等）

・教育費の支援は、予算の成立を前提とすることに留意すること。

・教育費は、前期分を８月頃、後期分を１月頃に支給する予定。支給手続きの詳細については、予備教育施設決定後に連絡する。

（２）採択件数

１機関・１件とする。

4. 予備教育施設としての依頼の期間

（１）依頼の期間

・2025 年 11 月下旬～2031 年 3 月 31 日

（2026 年 4 月に渡日する予備教育受講学生から、2030 年 4 月に渡日する予備教育受講学生の受入れに係る期間）

・ただし、2.（１）に定める要件を満たさなくなった場合、依頼の期間について見直しを行う。また、6. に定めるフォローアップにおいて改善が見られない場合についても、依頼の期間について見直しを行うので留意すること。

（２）2031 年 4 月以降の予備教育施設の依頼について

・2031 年 4 月 1 日以降における予備教育施設の依頼については、改めて公募を行う予定。なお、現に実施している予備教育施設からの申請も可能とする予定。

5. 審査方法等

（１）申請方法

①提出資料

i) 業務企画書

ii) 補足資料（別紙）

②提出方法

・提出期限までに、①の提出資料にかかる電子媒体を電子メールにて提出すること。

- ・電子媒体は、以下の形式で提出すること
 - i) 業務企画書：一式を一つの pdf 形式にしたもの
 - ii) 補足資料（別紙）：別紙一式を一つの pdf 形式にしたファイルと、別紙ごとに pdf 形式にしたファイルの二種類
- ・メール件名は、「【〇〇】国費外国人留学生制度日本語等予備教育施設の申請について」とすること（〇〇は申請機関名を記入。）

③提出期限：2025 年 9 月 22 日（月） 17 時

- ・提出期限後の資料の提出・差し替え及び訂正は認められないため、提出期限を遵守するとともに、内容等の確認を十分に行うこと。

④提出先

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室国費留学生係

ryuugaku@mext.go.jp

（２）審査方法

- ・予備教育施設決定のための審査は、文部科学省が設置する有識者による審査委員会における審査を踏まえ、文部科学省において決定する。
- ・審査は原則として、書面及びヒアリングにより実施する。なお、多数の申請があった場合には、書面審査（一次審査）を通過した申請についてのみ、ヒアリング（二次審査）を実施する場合がある。

（３）その他

- ・公募期間中の質問・相談については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できないので留意すること。なお、質問等に係る重要な情報が生じた場合、ウェブサイトにおいて公開している本件の公募情報に開示する。

6. フォローアップ

- ・毎年度、2. の申請要件に記載する業務内容の実施状況等について、文部科学省に定期的に報告すること。
- ・業務内容等の報告については、審査委員会においてフォローアップを行う予定。なお、業務内容等の報告及びフォローアップの方法・時期等の詳細については、予備教育施設決定後に連絡する。
- ・フォローアップにおいて、予備教育が適切に実施されていない状況が確認された場合、改善計画の提出と実施を求める。改善計画が不十分な場合、または改善計画を実施しても予備教育が適切に実施される見込みがない場合には、4（１）に記載の通り、依頼の期間を見直すことがあるので留意すること。

7. 予備教育施設の決定・予備教育の開始までのスケジュール

2025 年度

8 月 27 日 公募開始

9 月 22 日 申請書類提出期限（17 時必着）

10 月上旬 有識者における審査（ヒアリングを含む）

※ヒアリング審査は 10 月 16 日（木）の予定

10 月下旬 予備教育施設の決定

11 月～ 現予備教育施設から新予備教育施設への引継ぎ

予備教育施設における予備教育実施に向けた準備

3 月 予備教育受講学生の決定、予備教育施設への受入依頼

2026 年度

4 月 予備教育受講学生の渡日、予備教育の開始

※上記は予定であり、審査の状況等により変更される場合がある。

8. 留意事項

- ・予備教育施設として決定されることにより、認定を受けた準備教育課程の内容に変更が生じる場合には、平成 29 年 6 月 16 日付 29 文科高第 234 号の通知に基づき、変更の届け出が必要になるため、遺漏なく手続きを行うこと。

<本件担当>

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付

留学生交流室国費留学生係 田村・福本

TEL : 03-5253-4111（内線 : 3799）

Mail : ryuugaku@mext.go.jp